

図表3 仮想通貨を取り扱う際の経理処理と留意点

●仮想通貨の購入時

【税務】

税務上は、日本円で仮想通貨を購入した場合、損益は認識されませんので、影響ありません。

【会計】

仮想通貨を購入した場合は、資産に計上します。
 例) ビットコインを日本円で100万円分購入した。
 通常、仮想通貨の取引所を通じて、日本円を取引所に入金し、その日本円で仮想通貨を購入します。
 取引所に預け入れた日本円を「預け金」と処理すると、
 預け金 1,000,000 / 預金 1,000,000
 となり、その預け金で仮想通貨を買い、仮想通貨を「仮想通貨」と処理すると、
 仮想通貨 1,000,000 / 預け金 1,000,000
 となります。
 仮想通貨を現金預金の区分として処理する方法もあるでしょうが、現金預金ともまた違う性質を持つものです。
 仮に現金預金として処理するとして、会計上は「仮想通貨」という勘定科目にするなら、取引所にある日本円は、「その他流動資産」区分の「預け金」、仮想通貨は「現金預金」区分の「仮想通貨」になってしまいます。
 したがって、「その他流動資産」区分の「預け金」の補助科目で、「日本円」「ビットコイン」「イーサリアム」などと処理するのが妥当でしょう。
 投資目的で保有するなら、「投資その他の資産」区分で処理することになりますが、投資、つまり長期保有目的で仮想通貨を持つことが妥当かどうか疑問は残ります。

●仮想通貨の売却時

【税務】

税務上は、仮想通貨を売却したときに、その損益を認識します。
 その計算方法は、売却価額－取得価額です。
 ただし、同一の仮想通貨を2回以上にわたって取得した場合、取得価額を計算しなければいけません。
 たとえば、
 ・ 1 / 11 1ビットコイン150万円で、2ビットコイン購入
 ・ 1 / 20 1ビットコイン170万円で、3ビットコイン購入
 ・ 2 / 1 1ビットコイン200万円で、2ビットコイン売却
 という場合を考えてみます。
 この場合、売却金額は、
 ・ 200万円 × 2ビットコイン = 400万円
 取得価額は、移動平均法で計算し、
 ・ 1 / 11時点の取得価額 150万円
 ・ 1 / 20時点の取得価額 (300万円 + 510万円) ÷ (2 + 3) = 162万円
 となります。
 売却時の損益は、400万円 - (162万円 × 2) = 76万円です。
 なお、継続適用を要件に総平均法での計算も認められていますが、期末にならないと損益が確定しないデメリットもあります。

【会計】

会計上も税務上と取扱いは変わりません。
 前記の場合、76万円を売却益として計上します。
 たとえば、取引所の通貨・仮想通貨を預け金で処理する場合、
 預け金－日本円400万円 / 預け金－ビットコイン 324万円
 仮想通貨売却損益 76万円

という処理です。
 「仮想通貨売却損益」は、任意の科目でかまいません。
 表示場所は、売買目的なのか、投資目的なのかによって変わります。

●仮想通貨の決済時

【税務】

仮想通貨で決済をした場合に、損益を認識します。
 たとえば、買掛金400万円をビットコインで支払った場合は、
 ① その支払ったときにビットコインを売却して日本円に換えた
 ② その日本円で買掛金を決済した
 という2段階と考えられます。
 ①のときに、売却損益を認識しなければなりません。
 買掛金を決済したときが、1ビットコイン200万円であり、その平均取得価額が162万円なら、400万円 - 324万円 = 76万円が損益として税金の対象となります。

【会計】

前記の仕訳を示すと、
 買掛金 400万円 / 預け金－ビットコイン 324万円
 仮想通貨売却損益 76万円
 となるでしょう。
 これが消耗品費なら、
 消耗品費 400万円 / 預け金－ビットコイン 324万円
 仮想通貨売却損益 76万円
 となり、違和感はありませんが、現状ではこのように考えられます。

●仮想通貨の交換時

【税務】

仮想通貨を別の仮想通貨と交換、仮想通貨で仮想通貨を買った場合も、損益を認識します。
 ① 仮想通貨を売却して日本円を得る
 ② その売却した日本円で、仮想通貨を買う
 の取引に分類され、①の時点で損益が発生するからです。
 平均取得価額も計算しなければなりません。
 まとめて、
 ・ 移動平均法により取得価額を計算する
 ・ 売却、決済、交換をした場合に売却損益を認識するという流れです。

【会計】

たとえば、2ビットコインをイーサリアム400万円と交換した場合、ビットコインの平均取得価額が162万円とすれば、
 イーサリアム 400万円 / 預け金－ビットコイン 324万円
 仮想通貨売却損益 76万円
 となります。

●決算時の取扱い

【税務】

税務上は、原則として、決算時に時価評価しないと考えられます。「使用したとき」に該当しないからです。

【会計】

会計上は、時価評価する方向性です。
 たとえば、
 預け金－ビットコイン10万円 / 仮想通貨評価損益10万円
 といった処理になるでしょう。